

# ■ 暴 力 行 為 ■

平成2年4月 広島県教育委員会

## 1 暴力行為の実態

### (1) 少年による粗暴犯の罪種別・年次別状況

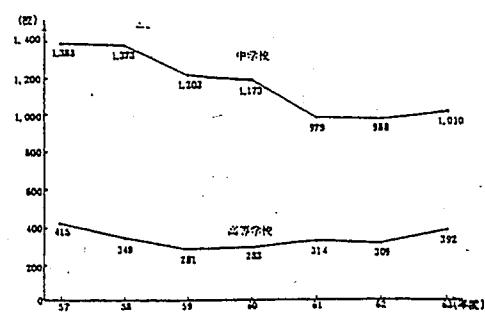
	S54年	55	56	57	58	59	60	61	62	63
総 数	233	371	460	678	642	654	768	786	744	668
暴 行	57	142	182	214	142	132	186	171	168	166
傷 害	117	124	175	279	289	291	338	364	319	239
脅 迫	4	3	3	14	21	1	0	1	5	40
恐 喧	55	102	100	171	190	230	244	250	252	223

### (2) 少年による粗暴犯の学職別・年次別状況

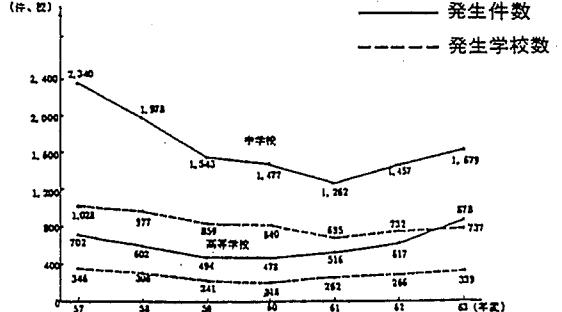
	S54年	55	56	57	58	59	60	61	62	63
総 数	233	371	460	678	642	654	768	786	744	668
小 生	0	4	5	5	0	4	2	5	2	3
中 生	78	132	220	382	356	378	412	434	411	301
高 生	70	96	114	139	119	95	154	122	149	176
その 他	85	139	121	152	167	177	200	225	182	188

( 県警資料 )

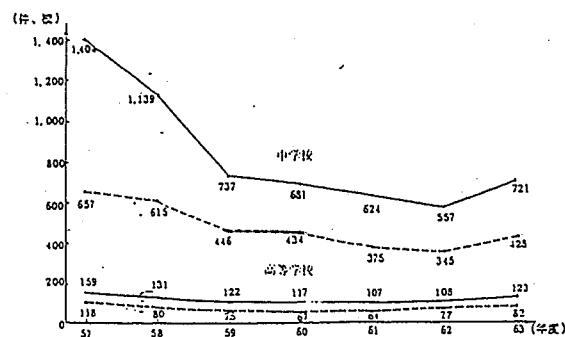
### (3) 校内暴力の発生学校数



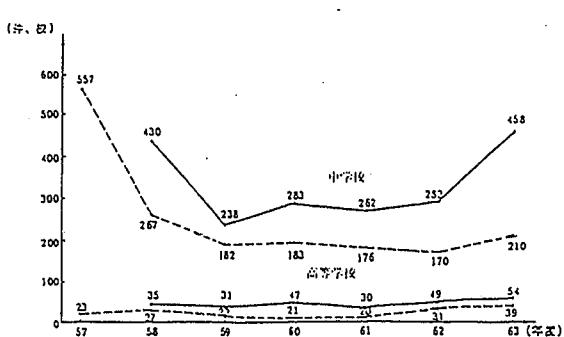
### (4) 生徒間暴力の発生状況



### (5) 対教師暴力の発生状況



### (6) 器物損壊の発生状況



( 文部省資料 )

## 2 暴力行為の要因と背景

### (1) 社会の背景・要因

- 物質中心的な傾向や価値観の多様化などにより、社会規範に対する意識が低下している。
- テレビやマンガ等の影響を受け、「暴力を許さない」意識が弱まっている。
- 都市化や過疎化がすすみ、生活体験や感動体験が少なくなり、連帯意識が希薄になっている。
- 学歴偏重の風潮の中で、学業成績中心の人間評価が強まっている。

### (2) 家庭、社会の背景・要因

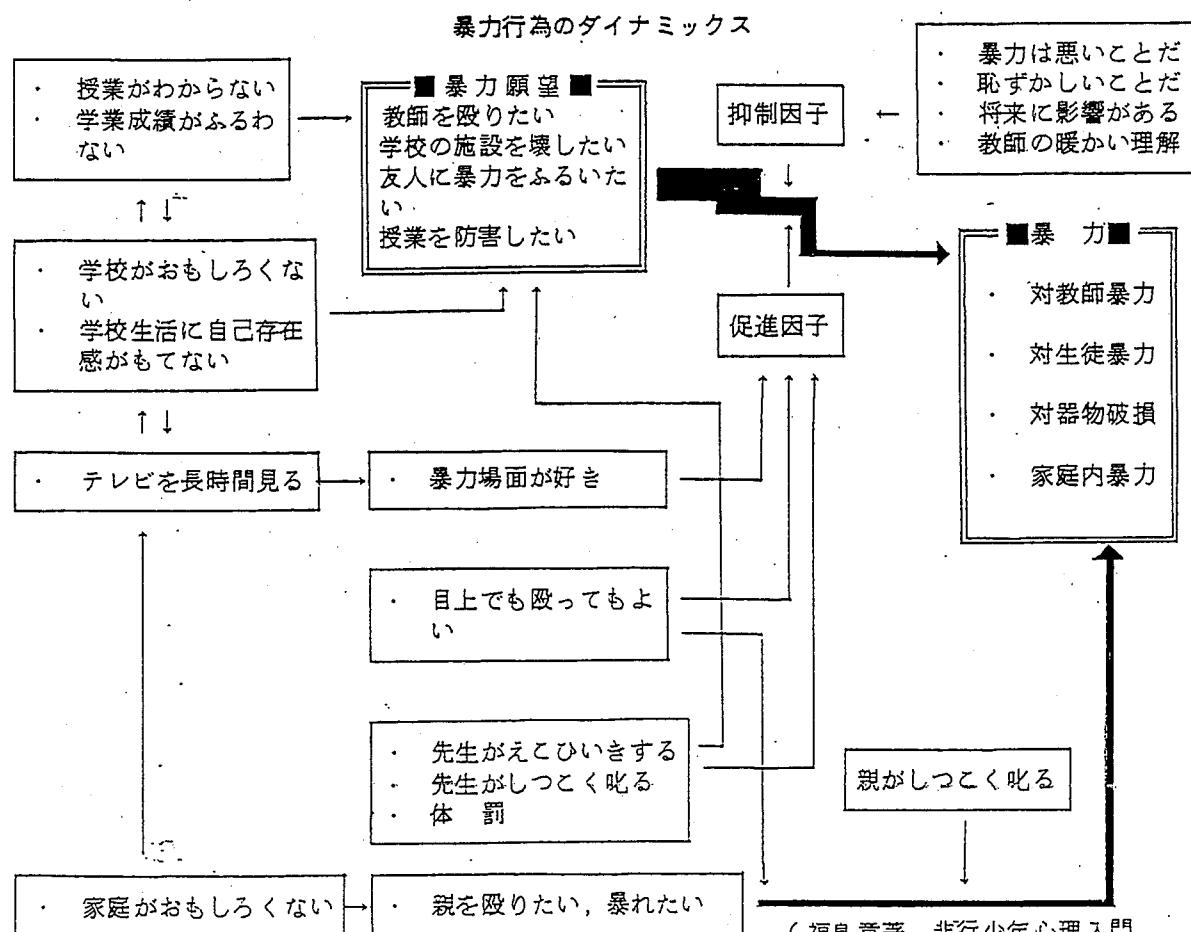
- 地域社会の教育力の低下、核家族化やテレビ等のマスコミの発達により、日常生活の画一化や人間関係の単純化が進んでいる。
- 過保護・過干渉・放任・溺愛等の家庭での教育態度が原因で、忍耐力や自制心等が

十分に育っていない。

- 家庭の教育力が低下し、社会生活を送るための基本的なしつけができていない。

### (3) 学校の背景・要因

- 学業の苦手な者は劣等感を抱き、学校生活に充実感が持てない。
- 「行きたい学校」より「行ける学校」に進学する者が増え、学習意欲や目的意識のない者、学習についていけない者が増えている。
- 教師と児童生徒のふれあいの機会が少なく、尊敬と信頼の人間関係が育っていない。
- 教職員の生徒指導に対する共通理解が不十分で、生徒指導態勢が乱れ、学校生活や社会生活のきまりを守る指導が不十分である。
- 児童生徒間の仲間意識が希薄で、集団として機能していない。



(福島章著 非行少年心理入門 より引用)

### ■対教師暴力にかかわった生徒の訴え■

- 授業がわからない。
- 学校生活で自己存在感がもてない。
- 学業成績がふるわない。
- 教師の注意の仕方が気にいらない。
- 規則が厳しすぎる。
- 自分の話を聞いてくれない。
- どうせ自分達は悪く見られている。
- もっと毅然として指導をしてほしい。
- 教師に反抗したり、人を殴ったりすることで、まわりから認められたい。

## 3. 指導の視点

### (1) 基本方針

- 暴力行為に対する毅然とした指導について共通理解を図り、生徒指導態勢を確立する。
- 学校生活や家庭生活における暴力行為の要因を分析し、総合的な視点から、具体的な指導の道筋や方法を明確にする。
- 加害児童生徒が暴力行為に及んだ経緯とそこに内在する心情や心理を把握した上で、反省を促す指導を徹底する。
- 被害児童生徒に対し、その心情や心理を受け止め、学校や教師への信頼を高め、学校生活への適応を図る指導を徹底する。

### (2) 機能的な生徒指導態勢の確立

- 問題行動に即応できる学校の生徒指導態勢の確立を図るとともに、関係機関等との連携を強化する。
- 生活規律や授業規律の確立に向けて、教職員の共通理解を図り、共通行動の確立に努める。

### (3) 児童生徒理解の推進

- 児童生徒の悩みを受け入れる場をつくる。
- すべての教育場面で、組織的・計画的に児童生徒理解を図る。

### (4) 長期的な展望に立った生徒指導推進態勢の確立

- 生徒指導の目標、指導計画を作成し、教職員の共通理解を得る。
- 個に応じたわかる授業の工夫・改善を図るとともに、学習意欲や学習習慣を育てる。
- 学級・ホームルーム活動、児童会・生徒会活動の充実や学校行事、体験的活動の工夫により、学校生活に対する意欲の向上や連帯と規律ある集団の育成を図る。
- 教育相談活動の充実を図り、児童生徒に対する共感的な理解を深め、児童生徒の自己実現への指導・援助をする。
- 小・中・高連携を推進し、的確な情報交換を図るとともに、授業等の教育活動の相互参観等を通して、小・中・高一貫した指導態勢を確立する。
- 家庭やPTAとの連携を図り、学校の教育方針や生徒の状況についての理解を深め、協力して問題解決に当たる態勢をつくる。
- 地域社会や関係諸機関・諸団体との連携を図り、地域ぐるみの生徒指導態勢の確立を図る。

## 4. 指導の実際

### <事例A>—教師に対する暴力行為—

#### (1) 概要

5月の午後、丑の授業態度が悪く、「やる気がないなら、せめて静かにしろ」と〇教諭が注意する。丑がカッとして教室から出て行こうとしたので、〇教諭がそれをとめようとして丑の腕をつかんだところ、〇教諭の腹部を数回殴る。

事件当日の朝、丑は勉強について母親と口論になり、イライラしていた。

#### (2) 背景

##### ・ 本人の状況

学校やクラスでは、あまり目立たない存在であるが、感情の起伏が激しい面がある。大

学進学を希望していたが、成績が落ちたことで学習意欲を失い、遅刻・欠席が多くなってきた。

・ 家庭の状況

家族は両親と姉、本人の4人家族である。両親とも勤めており、特に父親は1年の半分は家を空けざるを得ない状態で、家庭教育は母親まかせである。母親は教育に熱心であるが、しつけ等の面では甘いところもある。本人は自分の部屋でテレビ・ステレオ・漫画等を深夜まで見ていることが多い。

・ 友人関係

自分の気持を教師やクラスの仲間に表現することが苦手で、友人も多くない。運動部に入部しているが、あまり練習に出ず、帰宅することが多い。

(3) 指導の経過

① 学校の指導態勢の確立

校内研修会で「暴力は許さない」という毅然とした指導方針を確認し、且の暴力行為の背景について総合的に分析し、今後の指導についての共通理解を図る。

また、生徒指導についての校内研修会を継続的に持ち、教職員の指導力の向上を図る。

② 本人への指導

且に対して、暴力行為や生活態度についての反省を促す。

また、且R担任や教科担任の家庭訪問指導や事後指導を通して、学習のつまずきや進路の悩みについて個別指導を行う。

③ 生徒への指導

且を変える且R集団づくりや部活動へ定着させるための指導を行うとともに、全校生徒集会において、校長や生徒指導担当者が「暴力を許さない」指導を行う。

④ 家庭や関係機関等との連携

家庭訪問指導を通して、規律ある生活態度の育成や家族の対話の場づくりを行うように働きかける。

中学校との連携を図り、情報交換を緊密に行い、問題行動の未然防止と学校への早期適

応を図る。また、授業の相互参観等を通して、わかる授業の工夫や指導力の向上に努める。

<事例B>一問題行動の多い学校における生徒指導態勢の確立

(1) 概要

対教師暴力、器物破損、生徒間暴力など、いろいろな問題行動が頻発し、保護者や地域から「何とかしよう」という声が出ていた。

(2) 生徒指導態勢の実態

- ① 同じ行為に対して、注意する教師と注意しない教師がいる。
- ② 個々の生徒との人間関係のみを重視して、担任まかせになり、担任が問題を抱えこみ過ぎて、指導ができない。
- ③ クラスや学年で指導のアンバランスが生じる。
- ④ 新任者や経験の少ない者が多く、生徒や保護者に対して、自信を持って指導ができない。

(3) 指導の基本方針

- ① どの教師にもってきて、長続きのする取組みをする。
- ② 学校だけで抱えこまず、地域や保護者とともに取り組む。
- ③ 学校の将来を見通した「教育改善計画」を立案し、着実に実行する。

(4) 教職員と保護者の共通理解と共通行動の確立

① 「朝のあいさつ運動」の実施

教職員とPTAが「朝のあいさつ運動」を始める。

校門での「あいさつ運動」だけでなく、校内や授業の最初と最後に教師から積極的に声をかける。

この運動を契機として、生徒指導態勢がある程度整い、学校としての機能が回復し始める。

② 問題行動を見逃さない指導態勢の確立

担任だけでなく、学年会・生徒指導係・教

科担任も共に指導にあたり、常に複数で対応する。

学校としての注意や家庭反省の申し渡し・解除は校長が行う。

③ 会議の決定や指導方針は守り切る。

欠席、遅刻、早退や欠課は確実にチェックすると同時に保護者と緊密に連携する。

出席時間数の不足に対する指導措置について、生徒と保護者に繰返し徹底をはかり、指導方針に沿って指導する。

④ 通学路の清掃

毎週1回通学路の清掃を実施し、地域社会との交流を図る。教師の取組みから生徒会執行部、各クラス美化委員、全生徒へと輪を拡大していく。

⑤ 授業規律の確立

全教師が毎時間の生徒の「授業記録」をメモし、担任に提出する。担任はそれをもとに保護者と緊密に連携して生徒の指導をする。

⑥ 服装指導の徹底

あらゆる機会をとらえ、保護者・生徒に協力・自覚を訴えるとともに、文書により家庭に連絡する。

また、臨時のPTA総会や保護者会を持ち、理解と協力を求める。趣旨を徹底した後に、定期的に服装指導を実施する。

⑦ その他の

基礎学力の向上を図るため、毎日、放課後15分間の補充学習を行う。

体育祭・文化祭等の学校行事や生徒会行事へ保護者が積極的に参加する。

<事例C>一女子生徒の暴力行為一

(1) 概要

11月、校舎内の女子トイレに、転校してきた2年生女子生徒Iを連れ込み、2年生と3年生の女子生徒7人が3時間近くにわたって平手打ち、水をかける、蹴る等の集団暴行を加え、Iに傷害を与える。

加害生徒は反省が薄く、学校の指導に対して反抗的な態度である。Iの男子との交友や服装

が派手なことに対する反感が動機と見られる。

(2) 背景

・ 加害生徒の状況

加害生徒7人のうちの4人は、以前に喫煙等の問題行動に対して指導をしたが、十分に指導の成果が上がっていない。学業成績が振るわず、学習意欲がない。また、自分の部屋でテレビをみたり、友人宅で過ごすことが多く遅刻・欠席等が多い。

・ 加害生徒の家庭の状況

2人は家庭のしつけが比較的厳しいが、他の生徒は、放任されがちである。

・ 加害生徒の友人関係

7人の仲間意識が強く、他の生徒との親しい交友関係がない。校外でのつながりが強い。

・ 被害生徒の状況

被害者Iは服装や行動が派手で、交友関係も広い。

学校の指導に対して、家庭の協力が十分に得られていない。

(3) 指導の経過

① 学校の指導態勢の確立

暴力行為の背景として、派手な服装や男女交際、閉鎖的な女子の集団、生活態度や学習態度の乱れ等がある。生徒指導の研修会を持ち、生活規律や学習規律の確立、共感的な人間関係の育成、PTA・家庭・関係機関等との連携について共通理解をはかる。

② 加害生徒に対する指導

加害生徒7人に対して、暴力行為に至る経過とその原因や責任について反省させるとともに、警察等の関係機関との連携を図る。

③ 被害生徒に対する指導

担任、生徒指導係を中心に、家庭との連携を図る。

また、クラスの生徒に対する取り組みを進め、Iの心情を受け止める態勢をつくるとともに、I自身の生活態度や授業態度について反省を深める。

④ 生徒に対する指導

- 「暴力を許さない」という視点に立って、各ホームルームで討議し、学校や家庭における生活態度や学習態度を生徒に見直させる。特に、生活規律や学習規律を確立するため、欠席・遅刻・早退や服装指導について保護者と緊密な連携を図るとともに、学校の指導を徹底する。

⑤ 家庭及び関係機関・団体との連携

- ・ 家庭訪問や個人面接を通して、生徒理解を図るとともに、生徒や保護者と学校生活や家庭生活について話し合う。
- ・ 授業参観や学校行事・生徒会行事へのP T Aの参加を促し、P T A活動を活性化し、学校や生徒への関心を高める。
- ・ 民生委員や社会福祉協議会等と連携しながら、家庭に対する指導・援助をする。

しかも全教職員が一致して指導に当たる。

- ・ 「わかる授業の創造」や学校行事の充実・生徒会活動の活性化等を図り、児童生徒が生き生きとするような学校生活の創造に努める。

(3) 指導態勢

- ・ 生徒指導態勢を総点検し、具体的な指導計画や指導方法などを明確にするとともに、全教職員の共通理解を図る。
- ・ 児童会・生徒会活動や学級・ホームルーム活動を通して、児童生徒自身の「暴力は許さない」という認識を高める。
- ・ 保護者との連携を密にするとともに、P T Aとの協力態勢を整備する。
- ・ 関係小・中・高等学校、校外指導連盟、青少年補導センター、児童相談所、警察等の関係機関・団体等との連携を密にし、指導態勢の充実を図る。

## 5. 指導上の留意点

### ○ 未然防止の在り方

(1) 早期発見

- ・ 遅刻、早退、欠課や怠学、服装の乱れ等の生活態度の乱れが目立つ。
- ・ 教科書やノートを学校を持ってこない、教師に対して反抗的な態度や暴言をはく、授業中に教室の中を立ち歩いたり無断で出入りすることなどが多くなる。
- ・ 喫煙、飲酒、シンナーの吸引、無断外泊等の問題行動や生活態度の乱れが目につく。
- ・ 問題行動を持つ児童生徒が集団化する。また問題行動を持つ他校の児童生徒等との集団ができる。

(2) 未然防止

- ・ 学級・ホームルーム担任・教科担任・生徒指導係などの教職員が学校での指導や家庭訪問などを計画的・継続的・組織的に行い、問題行動、生活態度の乱れの原因の把握を行う。
- ・ すべての教職員が児童生徒理解を図り、生徒との信頼関係を深めるように努めるとともに、悪いことは悪いとした毅然とした態度で、

### ○ 発生時の対応と指導の在り方

(1) 当面の事態收拾

- ・ 周囲の児童生徒の安全を確保するとともに、動搖しないように指導する。
- ・ 教職員は冷静な態度で、当該児童生徒の言い分を聞いて、落ち着かせるように指導するとともに他の教職員と連携・協力して事態の收拾を図る。
- ・ 場合によっては、保護者やP T Aの協力を得て、事態の收拾を図る。
- ・ 校長は、児童生徒や教職員の生命や身体に危険がおよんだり、校内の秩序が極度に乱れる恐れがある場合、また教職員の対応では事態の收拾が不可能と考えられるときは、関係教育委員会と協議するなどして、教育的配慮のもとに、事態を慎重に判断し、警察と連携を図る。

(2) 当面の指導

- ・ 関係教職員で、的確に事実の確認を行い、生徒指導委員会、学年会、職員会議等で、問題の分析に基づき、当該児童生徒及び他の児

児童生徒に対する指導についての基本方針を明確にする。

- ・ 学校長は当該教育委員会に報告する。
- ・ 当該児童生徒に対して、適切な指導を講じるとともに、保護者との十分な連携を図り、協力を得る。
- ・ 当該学級・ホームルームの児童生徒及び全校児童生徒についての指導を適切に行う。
- ・ 必要に応じて、PTAと協議し、その協力を得る。

### (3) 指導の留意点

- ・ 問題行動の事実を確認する場合は、冷静・公正に対処する。児童生徒に対する心理的影響を考慮し、慎重な態度が必要である。
- ・ 指導に当たっては、当該児童生徒の心情及び、平素の行動、家庭の事情等の背景や本人の将来に対する影響等の諸般の要素を考慮する。
- ・ 当該児童生徒及びその保護者への指導に当たっては、当該児童生徒に反省を促す指導過程に留意して、理解と協力を得るように努める。

### ○ 再発防止の指導の在り方

- ・ 学級・ホームルーム担任、教科担任、生徒指導担当者や保護者相互の連携を図り、当該児童生徒に対して、将来に展望を持たせるよう進路指導や学業指導を行う。
- ・ 学級・ホームルーム活動を充実させ、当該児童生徒を支える態勢をつくる。
- ・ 暴力問題から得たさまざまな問題点を整理して、学校としての課題を明確にする。
- ・ 校内研修を充実し、児童生徒理解の深化を図る。
- ・ PTA、関係学校、学対協、地域の関係機関・諸団体等との連携を図り、地域ぐるみの生徒指導を推進する。
- ・ 暴力事件の指導過程や課題を整理し、当該教育委員会に報告する。



## ある教師の感想

学校における生徒指導は、多くの場合、問題行動の未然防止や問題行動に対する事後指導の段階に留まっているのではなかろうか。

学校において、教職員の意識統一がなければ、多くの先生が「見て見ぬふり」をするようになり、「やる気」の先生も意欲を失い、問題行動がますます多発し、悪循環になる。

教職員の意識統一がなされていれば、校長や生徒指導担当の先生、学級担任の先生を中心にして、学校としての生徒指導態勢が確立され、問題行動は一応沈静化する。

生徒指導の意義は、教職員の意識統一を図り、学校としての生徒指導態勢を確立することに留まらず、積極的にすべての生徒のそれぞれの人格のよりよき発達を目指すとともに、学校のすべての活動が、生徒一人一人にとって自己実現を援助し、自己存在感を与えるようになることを目指すところにある。

従って、個々の生徒の能力・適性・興味・関心など、実態把握を十分に行うとともに、生徒一人一人の課題を明確にして取り組むことが必要である。

また、学校としての生徒指導の基本方針を確立し、学校教育の充実と活性化を図り、日常の教育活動の中で継続的に実践し、生徒の進路保障を行うことが大切である。

しかし、多くの場合、生徒理解に基づく生徒指導とか積極的な生徒指導とかの言葉だけに終っていないだろうか。個々の生徒の長所や能力をいかに伸ばすか。生徒の課題をいかに克服するか。また、生徒や保護者の願いをいかに実現するかを常に念頭において教育活動が行われているだろうか。

生徒に自分自身の進路の実現に向け、困難にめげず、やり通す意志やそのための能力・体力や生活態度等を身につけさせるため、「生徒を鍛える教育活動」を実践しているかどうかを反省する日々である。

### 児童生徒の問題に関する相談機関

○広島県立教育センター(面接は火・木曜日)東広島市八本松町飯田	☎(0824)28-2631
○教育事務所	
広島教育事務所 広島市中区基町10-52	☎(082)228-2111
海田教育事務所 安芸区海田町南昭和町14-19	☎(082)823-0011
可部教育事務所 広島市安佐北区可部町中野438-7	☎(0826)4-3181
尾道教育事務所 尾道市古浜町26-12	☎(0848)25-2011
福山教育事務所 福山市三吉町1-1-1	☎(0849)21-1311
三次教育事務所 三次市十日市1130-3	☎(08246)2-3746
○児童相談所	
広島県中央児童相談所 広島市南区宇品東四丁目1-28	☎(082)254-0381
〃 福山児童相談所 福山市瀬戸町山北54-1	☎(0849)51-2340
〃 三次児童相談所 三次市十日市町1130-3	☎(08246)3-5181
広島市児童相談所 広島市東区光町2丁目15-55	☎(082)263-0683

電話  
・  
面  
接  
相  
談

#### こころの相談室

- 福山教育事務所 (0849)25-3040
- 三次教育事務所 (08246)3-3141

#### ヤングテレホン

- 県警本部 (082)228-3993 福山東警察署 (0849)31-3993
- 吳警察署 (0823)22-4444 三次警察署 (08246)3-3993